令　和　６　年

草加市議会１２月定例会議案

草　　　加　　　市

写

草加市告示第９１３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０１条第１項の規定により令和６年草加市議会１２月定例会を次のとおり招集し、同条第７項の規定により告示する。

令和６年１１月２８日

草加市長　瀬　戸　百合子

１　期　　日　　令 和 ６ 年 １ ２ 月 ５ 日

２　場　　所　　草 加 市 議 会 議 場

議　案　目　次

第８８号議案　令和６年度草加市一般会計補正予算（第７号）………………………　別添

第８９号議案　令和６年度草加市一般会計補正予算（第８号）………………………　別添

第９０号議案　令和６年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）…………　別添

第９１号議案　令和６年度草加市水道事業会計補正予算（第１号）…………………　別添

第９２号議案　令和６年度草加市公共下水道事業会計補正予算（第１号）…………　別添

第９３号議案　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について………………………………………………………　1

第９４号議案　草加市こども基金条例の制定について…………………………………　１５

第９５号議案　草加市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について……………………………………………………………………………　１９

第９６号議案　（仮称）草加市こどもの権利に関する条例検討委員会設置条例の制定について………………………………………………………………………　２７

第９７号議案　草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について…　３１

第９８号議案　草加市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例及び草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………　４１

第９９号議案　草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………………………………………………………………　４９

第１００号議案　草加市いきいき消費生活条例の一部を改正する条例の制定について…………………………………………………………………………　５７

第１０１号議案　草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………　６３

第１０２号議案　草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について………………………　７１

第１０３号議案　新田駅東口地区調整池築造工事請負契約の変更契約の締結について…………………………………………………………………………　８３

第１０４号議案　財産の取得について………………………………………………………　８７

第１０５号議案　財産の取得について………………………………………………………　９１

第１０６号議案　市道路線の廃止について……………………………………………………　９３
第１０７号議案　市道路線の認定について……………………………………………………　９７
第１０８号議案　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて………………１０１

第９３号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

刑法の一部改正に伴い、関係条例の条文の所要の整備を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（草加市議会個人情報保護条例の一部改正）

第１条　草加市議会個人情報保護条例（令和４年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第５８条から第６２条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（草加市個人情報保護法施行条例の一部改正）

第２条　草加市個人情報保護法施行条例（令和４年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１５条並びに第１６条並びに附則第３条第３項及び第４項並びに附則第５条第２項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（市長等の給与等に関する条例の一部改正）

第３条　市長等の給与等に関する条例（昭和４４年条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第５条の２第３号及び第４号並びに第５条の３第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第４条　職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１８条の２第３号及び第４号並びに第１８条の３第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例の一部改正）

第５条　草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例（平成１６年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第６３条及び第６４条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（草加市土砂等の堆積の規制に関する条例の一部改正）

第６条　草加市土砂等の堆積の規制に関する条例（平成２５年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２２条及び第２３条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部改正）

第７条　草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（平成１７年条例第８号）の一部を次のように改正する。

　第４９条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第２条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第３条　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この条において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第４条　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（市長等の給与等に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第５条　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理

等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条の規定による改正後の市長等の給与等に関する条例第５条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び同条第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定並びに第４条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第１８条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び同条第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定（職員の給与に関する条例第１９条第５項及び第２０条第７項において準用する場合を含む。）の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

参　考　資　料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新旧対照表

（草加市議会個人情報保護条例の一部改正）

旧	新
第５８条　職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。	第５８条　職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。
第５９条　第２０条第４項の規定による議長の命令に違反した者は、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。	第５９条　第２０条第４項の規定による議長の命令に違反した者は、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。
第６０条　第５８条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。	第６０条　第５８条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。
第６１条　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画	第６１条　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画

又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。 第６２条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。 ⑴　条文略 ⑵　条文略	又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。 第６２条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。 ⑴　条文略 ⑵　条文略

（草加市個人情報保護法施行条例の一部改正）

旧	新
（罰則） 第１５条　第６条第４項の規定による市の機関の命令に違反した者は、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。 第１６条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。 ⑴　条文略 ⑵　条文略 附　則 （旧個人情報に係る秘密保持等に関する経過措置） 第３条　条文略 ２　条文略 ３　次に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第１１号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を	（罰則） 第１５条　第６条第４項の規定による市の機関の命令に違反した者は、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。 第１６条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。 ⑴　条文略 ⑵　条文略 附　則 （旧個人情報に係る秘密保持等に関する経過措置） 第３条　条文略 ２　条文略 ３　次に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第１１号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を

図る目的で漏らし、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。 ⑴　条文略 ⑵　条文略 ４　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報に関する秘密を施行日以後に漏らしたときは、１年以下の懲役又は３万円以下の罰金に処する。 （不正記録行為等に関する経過措置） 第５条　条文略 ２　前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第１３条第４項の規定による市長の命令に違反した者は、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。	図る目的で漏らし、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。 ⑴　条文略 ⑵　条文略 ４　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報に関する秘密を施行日以後に漏らしたときは、１年以下の拘禁刑又は３万円以下の罰金に処する。 （不正記録行為等に関する経過措置） 第５条　条文略 ２　前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第１３条第４項の規定による市長の命令に違反した者は、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。

（市長等の給与等に関する条例の一部改正）

旧	新
第５条の２　条文略 ⑴　条文略 ⑵　条文略 ⑶　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの ⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、そ	第５条の２　条文略 ⑴　条文略 ⑵　条文略 ⑶　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの ⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、そ

の者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの 第５条の３　条文略 ⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 ⑵　条文略 ２　条文略 ３　条文略 ⑴　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 ⑵　条文略 ⑶　条文略 ４　条文略 ５　条文略	の者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 第５条の３　条文略 ⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 ⑵　条文略 ２　条文略 ３　条文略 ⑴　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 ⑵　条文略 ⑶　条文略 ４　条文略 ５　条文略

（職員の給与に関する条例の一部改正）

旧	新
第１８条の２　条文略 ⑴　条文略	第１８条の２　条文略 ⑴　条文略

⑵　条文略	⑵　条文略
⑶　基準日前１月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの	⑶　基準日前１月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの	⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
第１８条の３　条文略	第１８条の３　条文略
⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
⑵　条文略	⑵　条文略
２　条文略	２　条文略
３　条文略	３　条文略
⑴　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合	⑴　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
⑵　条文略	⑵　条文略
⑶　条文略	⑶　条文略
４　条文略	４　条文略

〜　〜 ６　条文略	〜　〜 ６　条文略

（草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例の一部改正）

旧	新
（罰則） 第６３条　次の各号の一に該当する者は、２年以下の懲役又は１，０００，０００円以下の罰金に処する。 ⑴　条文略 ⑵　条文略 第６４条　次の各号の一に該当する者は、１年以下の懲役又は５００，０００円以下の罰金に処する。 ⑴　条文略 ⑵　条文略	（罰則） 第６３条　次の各号の一に該当する者は、２年以下の拘禁刑又は１，０００，０００円以下の罰金に処する。 ⑴　条文略 ⑵　条文略 第６４条　次の各号の一に該当する者は、１年以下の拘禁刑又は５００，０００円以下の罰金に処する。 ⑴　条文略 ⑵　条文略

（草加市土砂等の堆積の規制に関する条例の一部改正）

旧	新
（罰則） 第２２条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。 ⑴　条文略 ⑵　条文略 第２３条　第１７条第１項の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第２２条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。 ⑴　条文略 ⑵　条文略 第２３条　第１７条第１項の規定による命令に違反した者は、１年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。

（草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部改正）

旧	新
（罰則） 第４９条　第４３条第１項第１号、第６号若しくは第１１号の規定に基づく第４４条第１項の命令に従わない者又は偽りその他の不正な手段により、事前協議書を締結し、若しくは小規模開発事業確認書若しくは検査済証の交付を受けた者は、６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第４９条　第４３条第１項第１号、第６号若しくは第１１号の規定に基づく第４４条第１項の命令に従わない者又は偽りその他の不正な手段により、事前協議書を締結し、若しくは小規模開発事業確認書若しくは検査済証の交付を受けた者は、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

第９４号議案

草加市こども基金条例の制定について

草加市こども基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

　こどもが主体となって取り組むまちづくり活動の推進その他こどもの未来を育む事業に要する資金を積み立てるため、基金を設置する必要を認めた。

　これがこの条例案を提出する理由である。

草加市こども基金条例

（設置）

第１条　こどもが主体となって取り組むまちづくり活動の推進その他こどもの未来を育む事業に要する資金を積み立てるため、草加市こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる金額は、基金の設置の目的に応じた寄附金その他予算で定めるところによる。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、こどもが主体となって取り組むまちづくり活動の推進その他こどもの未来を育む事業に要する経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第９５号議案

草加市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

草加市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

草加市スポーツ健康都市記念体育館に空調設備を新設したことに伴い、同体育館の施設使用料を改定する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

草加市体育施設設置及び管理条例（平成１７年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

別表第３　１　一般体育施設使用料及び照明設備使用料の表草加市スポーツ健康都市記念体育館の部第１競技場の款施設使用料の欄中「６，１８０円」を「９，５５０円」に、「３，０９０円」を「４，７７０円」に、「１２，３６０円」を「１９，１００円」に、「４１０円」を「６３０円」に、「２００円」を「３１０円」に、「１，５４０円」を「２，３８０円」に、「７７０円」を「１，１９０円」に、「２，０６０円」を「３，１８０円」に、「１，０３０円」を「１，５９０円」に改め、同部第２競技場の款中「１，２３０円」を「１，９００円」に、「６１０円」を「９５０円」に、「２，４７０円」を「３，８００円」に、「４１０円」を「６３０円」に、「２００円」を「３１０円」に改め、同部卓球場の款中「２，０６０円」を「３，１８０円」に、「１，０３０円」を「１，５９０円」に、「３００円」を「４６０円」に、「１５０円」を「２３０円」に改め、同部柔道場の款及び剣道場の款中「１，５４０円」を「２，３８０円」に、「７７０円」を「１，１９０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　改正後の別表第３に定める施設使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（適用区分）

３　改正後の別表第３の規定は、施行日以後の使用に係る施設使用料について適用し、施行日前の使用に係る施設使用料については、なお従前の例による。

参　考　資　料

草加市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧

別表第３（第１２条関係）

１　一般体育施設使用料及び照明設備使用料

名称	区分				施設使用料		照明設備使用料	
					使用単位	金額	使用単位	金額
草加市スポーツ健康都市記念体育館	第１競技場	略	略	略	略	6,180円	略	略
				略		3,090円		
			略	略	略	12,360円	略	略
		略	略	略	略	410円	略	略
				略		200円		
			略	略	略	1,540円	略	略
				略		770円		
			略	略	略	2,060円	略	略
				略		1,030円		
			略	略	略	3,090円	略	略
				略		1,540円		
			略	略	略	1,540円	略	略
				略		770円		

新

別表第３（第１２条関係）

１　一般体育施設使用料及び照明設備使用料

名称	区分				施設使用料		照明設備使用料	
					使用単位	金額	使用単位	金額
草加市スポーツ健康都市記念体育館	第１競技場	略	略	略	略	9,550円	略	略
				略		4,770円		
			略	略	略	19,100円	略	略
		略	略	略	略	630円	略	略
				略		310円		
			略	略	略	2,380円	略	略
				略		1,190円		
			略	略	略	3,180円	略	略
				略		1,590円		
			略	略	略	4,770円	略	略
				略		2,380円		
			略	略	略	2,380円	略	略
				略		1,190円		

	第２競技場	略	略	略	略	1,230円	略	略
				略		610円		
			略	略	略	2,470円	略	略
		略	略	略	略	410円	略	略
				略		200円		
	卓球場	略		略	略	2,060円		
				略		1,030円		
		略	略	略	略	300円		
				略		150円		
	柔道場	略	略	略	略	1,540円		
				略		770円		
	剣道場		略	略	略	1,540円		
				略		770円		
	～略～		～略～	～略～	～略～	～略～		
	～略～				～略～	～略～		
～略～	～略～				～略～	～略～	～略～	～略～

備考　略

２　略

	第２競技場	略	略	略	略	1,900円	略	略
				略		950円		
			略	略	略	3,800円	略	略
		略	略	略	略	630円	略	略
				略		310円		
	卓球場	略		略	略	3,180円		
				略		1,590円		
		略	略	略	略	460円		
				略		230円		
	柔道場	略	略	略	略	2,380円		
				略		1,190円		
	剣道場		略	略	略	2,380円		
				略		1,190円		
	～略～		～略～	～略～	～略～	～略～		
	～略～				～略～	～略～		
～略～	～略～				～略～	～略～	～略～	～略～

備考　略

２　略

3　略	3　略

第９６号議案

（仮称）草加市こどもの権利に関する条例検討委員会設置条例の制定について

（仮称）草加市こどもの権利に関する条例検討委員会設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

（仮称）草加市こどもの権利に関する条例に関し必要な事項を調査審議するため、（仮称）草加市こどもの権利に関する条例検討委員会を設置する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

（仮称）草加市こどもの権利に関する条例検討委員会設置条例

（設置）

第１条　（仮称）草加市こどもの権利に関する条例（以下「条例」という。）に関し必要な事項を調査審議するため、（仮称）草加市こどもの権利に関する条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　検討委員会は、市長の諮問に応じ、条例の内容その他市長が必要と認める事項について調査審議する。

２　検討委員会は、こどもの意見を踏まえ、条例の素案を作成する。

（組織）

第３条　検討委員会は、委員１５人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　こどもの権利に関する学識経験を有する者

⑵　人権擁護に関する見識を有する者

⑶　児童福祉に関する事業に従事する者

⑷　学校教育に従事する者

⑸　地域市民団体等の代表者

⑹　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条に規定する保護者

⑺　公募による市民

（委員長及び副委員長）

第４条　検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

３　検討委員会に副委員長１人を置き、委員長が指名する委員をもってこれに充てる。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　検討委員会は、委員長が招集する。

２　検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　検討委員会の会議は、公開とする。ただし、検討委員会が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

５　前各項に定めるもののほか、検討委員会の議事に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

（部会）

第６条　特定の事項について調査審議するため、検討委員会に部会を置くことができる。

２　部会の委員及び部会長は、第３条に規定する委員のうちから、委員長が指名する。

３　前２項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、検討委員会が定める。

（関係者の出席等）

第７条　検討委員会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、検討委員会又は部会の会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（検討委員会の招集の特例）

２　第５条第１項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初の検討委員会は、市長が招集する。

第９７号議案

草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

　地方税法施行令の一部改正に鑑み、国民健康保険税の負担の公平化及び適正化を図るため、後期高齢者支援金等課税額の限度額の改定を行うとともに、国民健康保険事業の安定した運営に資するため、国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額の改定等を行う必要を認めた。

　これがこの条例案を提出する理由である。

草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草加市国民健康保険税条例（昭和３４年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「２２０，０００円」を「２４０，０００円」に改める。

第３条第１項中「１００分の７．３」を「１００分の７．８７」に改める。

第５条中「２７，０００円」を「３７，０００円」に改める。

第６条中「１００分の１．８」を「１００分の２．２３」に改める。

第７条中「９，８００円」を「１３，５００円」に改める。

第８条中「１００分の２．３」を「１００分の２．６３」に改める。

第９条中「７，８００円」を「１１，６００円」に改める。

第２１条第１項中「２２０，０００円」を「２４０,０００円」に改め、同項第１号ア中「１８，９００円」を「２５，９００円」に改め、同号イ中「６，８６０円」を「９，４５０円」に改め、同号ウ中「５，４６０円」を「８，１２０円」に改め、同項第２号ア中「１３，５００円」を「１８，５００円」に改め、同号イ中「４，９００円」を「６，７５０円」に改め、同号ウ中「３，９００円」を「５，８００円」に改め、同項第３号ア中「５，４００円」を「７，４００円」に改め、同号イ中「１，９６０円」を「２，７００円」に改め、同号ウ中「１，５６０円」を「２，３２０円」に改め、同条第２項第１号ア中「４，０５０円」を「５，５５０円」に改め、同号イ中「６，７５０円」を「９，２５０円」に改め、同号ウ中「１０，８００円」を「１４，８００円」に改め、同号エ中「１３，５００円」を「１８，５００円」に改め、同項第２号ア中「１，１７０円」を「１，７４０円」に改め、同号イ中「１，９５０円」を「２，９００円」に改め、同号ウ中「３，１２０円」を「４，６４０円」に改め、同号エ中「３，９００円」を「５，８００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の草加市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従

前の例による。

参　考　資　料

草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
（課税額）	（課税額）
第２条　条文略	第２条　条文略
２　条文略	２　条文略
３　条文略	３　条文略
４　第１項第３号の後期高齢者支援金等課税額は、後期高齢者支援金等課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する後期高齢者支援金等課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が２２０，０００円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、２２０，０００円とする。	４　第１項第３号の後期高齢者支援金等課税額は、後期高齢者支援金等課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する後期高齢者支援金等課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が２４０，０００円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、２４０，０００円とする。
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）
第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に１００分の７．３を乗じて算定する。	第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に１００分の７．８７を乗じて算定する。
２　条文略	２　条文略

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）
第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について２７，０００円とする。	第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について３７，０００円とする。
（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）	（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）
第６条　第２条第３項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．８を乗じて算定する。	第６条　第２条第３項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．２３を乗じて算定する。
（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）	（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）
第７条　第２条第３項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について９，８００円とする。	第７条　第２条第３項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について１３，５００円とする。
（後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額）	（後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額）
第８条　第２条第４項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．３を乗じて算定する。	第８条　第２条第４項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．６３を乗じて算定する。
（後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額）	（後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額）
第９条　第２条第４項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者１人について７，８００円とする。	第９条　第２条第４項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者１人について１１，６００円とする。
（国民健康保険税の減額）	（国民健康保険税の減額）
第２１条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５０，０００円を超える場合には、６５０，０００円）、同条第３項本文の介護納付金課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７０，０００円を超える場合には、	第２１条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５０，０００円を超える場合には、６５０，０００円）、同条第３項本文の介護納付金課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７０，０００円を超える場合には、

１７０，０００円）及び同条第４項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２２０，０００円を超える場合には、２２０，０００円）の合算額とする。

⑴　条文略

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１８，９００円

イ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，８６０円

ウ　後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額　後期高齢者支援金等課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，４６０円

⑵　条文略

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１３，５００円

イ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　４，９００円

ウ　後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額　後期高齢者支援金等課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　３，９００円

⑶　条文略

１７０，０００円）及び同条第４項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２４０，０００円を超える場合には、２４０，０００円）の合算額とする。

⑴　条文略

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２５，９００円

イ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　９，４５０円

ウ　後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額　後期高齢者支援金等課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　８，１２０円

⑵　条文略

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１８，５００円

イ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，７５０円

ウ　後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額　後期高齢者支援金等課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，８００円

⑶　条文略

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，４００円

イ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１，９６０円

ウ　後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額　後期高齢者支援金等課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１，５６０円

２　条文略

⑴　条文略

ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　４，０５０円

イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　６，７５０円

ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　１０，８００円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１３，５００円

⑵　条文略

ア　前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯　１，１７０円

イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　１，９５０円

ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　３，１２０円

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　７，４００円

イ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，７００円

ウ　後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額　後期高齢者支援金等課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，３２０円

２　条文略

⑴　条文略

ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　５，５５０円

イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　９，２５０円

ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　１４，８００円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１８，５００円

⑵　条文略

ア　前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯　１，７４０円

イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　２，９００円

ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　４，６４０円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　３，９００円 ３　条文略	エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　５，８００円 ３　条文略

第９８号議案

草加市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例及び草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

草加市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例及び草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける人員の配置基準等を見直すとともに、条文の所要の整備を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例及び草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（草加市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　草加市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成２６年条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。第３号において「省令」という。）第１４０条の６６第１号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第３号中「介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同条第２項中「前項の」を「第１項の」に改め、「（省令第１４０条の６６第１号ロ⑵に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項の表中「前項各号」を「第１項各号」に、「前項第１号」を「第１項第１号」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

（草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第２条　草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２６年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１号中「第１４０条の６６第１号ロ⑵」を「第１４０条の６６第１号イ」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

参　考　資　料

草加市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例及び草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

（草加市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正）

旧	新
（職員の職種及び人員に係る基準） 第４条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 ⑴　条文略 ⑵　条文略	（職員の職種及び人員に係る基準） 第４条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。第３号において「省令」という。）第１４０条の６６第１号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。 ⑴　条文略 ⑵　条文略

⑶　主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者　１人

２　前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（省令第１４０条の６６第１号ロ⑵に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第１号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第１号被保険者の数	人員配置基準

⑶　主任介護支援専門員（省令第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者　１人

２　前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

３　第１項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第１号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第１号被保険者の数	人員配置基準
略	第１項各号に掲げる者のうちか

旧	
略	前項各号に掲げる者のうちから１人又は２人
略	前項各号に掲げる者のうちから２人（うち１人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
略	専らその職務に従事する常勤の前項第１号に掲げる者１人及び専らその職務に従事する常勤の同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれか１人

新	
	ら１人又は２人
略	第１項各号に掲げる者のうちから２人（うち１人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
略	専らその職務に従事する常勤の第１項第１号に掲げる者１人及び専らその職務に従事する常勤の同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれか１人

（草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

旧	新
（指定介護予防支援の業務の委託） 第１５条　条文略 ⑴　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号ロ⑵に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 ⑵　条文略 ≀　　≀ ⑷　条文略	（指定介護予防支援の業務の委託） 第１５条　条文略 ⑴　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 ⑵　条文略 ≀　　≀ ⑷　条文略

第９９号議案

草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

廃棄物の減量化及び循環型社会の形成を推進するため、粗大ごみの処理に係る手数料を改定するとともに、受益者負担の適正化を図るため、粗大ごみの戸別収集を行う場合の手数料を新設する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（昭和４７年条例第４０号）の一部を次のように改正する。

別表第１粗大ごみの項を次のように改める。

粗大ごみ	市に持ち込まれた場合			一般家庭から生じたものに限る。
	⑴　１辺が１５０センチメートル未満のもの（第３号に規定する粗大ごみを除く。）及び１辺が１５０センチメートル以上の粗大ごみのうち、大きさ、形状等を勘案して市長が規則で定めるもの	１点につき	２００	
	⑵　１辺が１５０センチメートル以上のもの（前号及び次号に規定する粗大ごみを除く。）	１点につき	６００	
	⑶　処理をすることが困難な粗大ごみとして市長が規則で定めるもの	１点につき	２，０００	
	⑷　前３号の区分によることが困難な粗大ごみであって、市長が規則で定めるもの	１０キログラムにつき	２００円を基準として市長が規則で定める額	
	市が戸別収集する場合	運搬１回につき	市に持ち込まれた場合	

			の項に定める手数料の額に１，０００円を加算した額	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日以後に市に持ち込まれた粗大ごみの処理及び戸別収集の申出のあった粗大ごみの処理について適用し、同日前に市に持ち込まれた粗大ごみの処理及び戸別収集の申出のあった粗大ごみの処理については、なお従前の例による。

参　考　資　料

草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧

別表第１（第１２条関係）

種別	取扱区分	単位		手数料（円）	備考
略	略	略	略	略	
			略	略	略
		略	略	略	
			略	略	略
	略	略		略	略
略		略		略	
粗大ごみ		１０kgにつき１２０円を基準として大きさ、形状等を勘案して市長が品目ごとに規則で定める額			一般家庭から生じたものに限る。

新

別表第１（第１２条関係）

種別	取扱区分	単位		手数料（円）	備考
略	略	略	略	略	
			略	略	略
		略	略	略	
			略	略	略
	略	略		略	略
略		略		略	
粗大ごみ	市に持ち込まれた場合 ⑴　１辺が１５０センチメートル未満のもの（第３号に規定する粗大ごみを	１点につき		２００	一般家庭から生じたものに限る。

	除く。）及び１辺が１５０センチメートル以上の粗大ごみのうち、大きさ、形状等を勘案して市長が規則で定めるもの			
	⑵　１辺が１５０センチメートル以上のもの（前号及び次号に規定する粗大ごみを除く。）	１点につき	６００	
	⑶　処理を	１点につ	２，０００	

	することが困難な粗大ごみとして市長が規則で定めるもの	き		
	⑷　前３号の区分によることが困難な粗大ごみであって、市長が規則で定めるもの	１０キログラムにつき	２００円を基準として市長が規則で定める額	
	市が戸別収集する場合	運搬１回につき	市に持ち込まれた場合の項に定める手数料の額に１，０００円を加算した額	

第１００号議案

草加市いきいき消費生活条例の一部を改正する条例の制定について

草加市いきいき消費生活条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

情報化の進展、大型店舗の普及等による社会経済状況の変化により、商品等の品質、価格等に関する調査等の必要性が減少していることに鑑み、消費生活モニターを廃止する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市いきいき消費生活条例の一部を改正する条例

草加市いきいき消費生活条例（平成１９年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３５条」を「第３４条」に改める。

第２０条第２項第３号中「第３３条第２項」を「第３２条第２項」に改める。

第２９条を削り、第３０条を第２９条とし、第３１条から第３５条までを１条ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

参　考　資　料

草加市いきいき消費生活条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
目次 　第１章　略 　　～　　～ 　第３章　略 　第４章　調査、指導、勧告等（第２９条―第３５条） 　附則	目次 　第１章　略 　　～　　～ 　第３章　略 　第４章　調査、指導、勧告等（第２９条―第３４条） 　附則
（設置及び所掌事項） 第２０条　条文略 ２　条文略 ⑴　条文略 ⑵　条文略 ⑶　第３３条第２項に規定する公表について意見を述べること。 ⑷　条文略	（設置及び所掌事項） 第２０条　条文略 ２　条文略 ⑴　条文略 ⑵　条文略 ⑶　第３２条第２項に規定する公表について意見を述べること。 ⑷　条文略
（消費生活モニター） 第２９条　市長は、商品等の品質、量目、包装、価格、サービスの内容等について調査し、並びに消費生活に関する情報及び意見を収集するため、消費生活モニターを置くものとする。	

（市長に対する申出）	（市長に対する申出）
第３０条　条文略	第２９条　条文略
〜　　　〜	〜　　　〜
（委任）	（委任）
第３５条　条文略	第３４条　条文略

第１０１号議案

草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

草加市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　案　理　由

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランにおける常駐・専任規制の見直しの趣旨に鑑み、指定排水設備工事店の責任技術者の配置基準を見直すとともに、下水道法施行令の一部改正に伴う条文の所要の整備を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市下水道条例の一部を改正する条例

草加市下水道条例（昭和５７年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第２項第２号中「専属」を「選任」に、「草加市排水設備工事責任技術者」を「排水設備工事責任技術者」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合は、その兼務状況」を加え、同条第３項第５号及び第６号を次のように改める。

⑸　市外在住の個人にあっては、住民票の写し又は在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の３に規定する在留カードをいう。）若しくは特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第７条第１項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し（第８条の６第１号において「住民票の写し等」という。）

⑹　個人にあっては市民税、県民税及び森林環境税の納税証明書、法人にあっては法人市民税又は法人事業税の納税証明書。ただし、前条第１項の指定を受けようとする市内に居住する個人又は市内に営業所を有する法人の同意に基づき、市が保有する納税情報を確認することができる場合には、その添付を要しない。

第８条の２第３項第８号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の」を「責任技術者に係る」に、「草加市排水設備工事責任技術者登録証」を「排水設備工事責任技術者登録証」に改め、「写し」の次に「又は埼玉県内の草加市以外の市町村長若しくは一部事務組合の管理者（以下「他の市町村長等」という。）が交付した責任技術者の登録を受けていることを証する書類の写し」を加える。

第８条の３第１項中「前条第１項」を「第８条第１項」に、「第８条第１項の指定を」を「同項の指定を」に改め、同項第２号中「次条第１項」を「第８条の５第１項」に、「が１人以上専属」を「又は他の市町村長等により責任技術者の登録を受けている者のうちから責任技術者を選任」に改める。

第８条の４第１項中「受けている者」の次に「又は他の市町村長等により責任技術者の登録を受けている者」を加え、「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、埼玉県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第８条の４第４項中「専属」を「選任」に改める。

第８条の６第１号中「住民票の写し」を「住民票の写し等」に改め、同条第２号中「第８条の８第１項」を「次条第１項」に改める。

第１１条の２第１項第１０号中「第４号」を「第５号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

参　考　資　料

草加市下水道条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
（指定の申請）	（指定の申請）
第８条の２　条文略	第８条の２　条文略
２　条文略	２　条文略
⑴　条文略	⑴　条文略
⑵　排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第８条の４第１項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる草加市排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名	⑵　排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第８条の４第１項の規定によりそれぞれの営業所において選任することとなる排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合は、その兼務状況
３　条文略	３　条文略
⑴　条文略	⑴　条文略
～　～	～　～
⑷　条文略	⑷　条文略
⑸　市外在住の個人にあっては、住民票の写し	⑸　市外在住の個人にあっては、住民票の写し又は在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の３に規定する在留カードをいう。）若しくは特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した

	者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第７条第１項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し（第８条の６第１号において「住民票の写し等」という。）
⑹　納税証明書。ただし、市内に営業所がある者で納税情報の利用について同意したものにあっては、添付を要しない。	⑹　個人にあっては市民税、県民税及び森林環境税の納税証明書、法人にあっては法人市民税又は法人事業税の納税証明書。ただし、前条第１項の指定を受けようとする市内に居住する個人又は市内に営業所を有する法人の同意に基づき、市が保有する納税情報を確認することができる場合には、その添付を要しない。
⑺　条文略	⑺　条文略
⑻　専属することとなる責任技術者の第８条の９第１項の規定により交付された草加市排水設備工事責任技術者登録証（以下「責任技術者登録証」という。）の写し	⑻　選任することとなる責任技術者に係る第８条の９第１項の規定により交付された排水設備工事責任技術者登録証（以下「責任技術者登録証」という。）の写し又は埼玉県内の草加市以外の市町村長若しくは一部事務組合の管理者（以下「他の市町村長等」という。）が交付した責任技術者の登録を受けていることを証する書類の写し
⑼　条文略	⑼　条文略
～　　～	～　　～
⑾　条文略	⑾　条文略
（指定の基準）	（指定の基準）
第８条の３　市長は、前条第１項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第８条第１項の指定を行うものとする。	第８条の３　市長は、第８条第１項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。
⑴　条文略	⑴　条文略
⑵　営業所ごとに次条第１項の規定により責任技術者として登	⑵　営業所ごとに第８条の５第１項の規定により責任技術者と

録を受けた者が１人以上専属している者であること。

⑶　条文略

⑷　条文略

２　条文略

３　条文略

（責任技術者）

第８条の４　指定排水設備工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第１項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。

２　条文略

３　条文略

４　指定排水設備工事店において専属する責任技術者は、他の指定排水設備工事店の責任技術者を兼ねることはできない。

（責任技術者の登録の申請）

第８条の６　条文略

⑴　市外在住者にあっては、住民票の写し

⑵　第８条の８第１項に規定する責任技術者資格認定共通試験に合格したことを証する書類

⑶　条文略

第１１条の２　条文略

して登録を受けた者又は他の市町村長等により責任技術者の登録を受けている者のうちから責任技術者を選任している者であること。

⑶　条文略

⑷　条文略

２　条文略

３　条文略

（責任技術者）

第８条の４　指定排水設備工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第１項に規定する責任技術者の登録を受けている者又は他の市町村長等により責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、埼玉県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

２　条文略

３　条文略

４　指定排水設備工事店において選任する責任技術者は、他の指定排水設備工事店の責任技術者を兼ねることはできない。

（責任技術者の登録の申請）

第８条の６　条文略

⑴　市外在住者にあっては、住民票の写し等

⑵　次条第１項に規定する責任技術者資格認定共通試験に合格したことを証する書類

⑶　条文略

第１１条の２　条文略

⑴　条文略 ～　　～ ⑼　条文略 ⑽　前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第４号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）　当該排水基準に係る数値 ２　条文略 ３　条文略	⑴　条文略 ～　　～ ⑼　条文略 ⑽　前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第５号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）　当該排水基準に係る数値 ２　条文略 ３　条文略

第１０２号議案

草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

水道法施行令等の一部改正に鑑み、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しを行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成２４年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第３条各号を次のように改める。

⑴　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、３年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑵　学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、４年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑶　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑷　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑸　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑹　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑺　１０年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑻　第１号又は第２号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号の卒業者にあっては２年以上、第２号の卒業者にあっては３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第１号の卒業者にあっては１年以上、第２号の卒業者にあっては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑼　外国の学校において、第１号から第６号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑽　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑾　建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４条各号を次のように改める。

⑴　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学

の前期課程にあっては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑵　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑶　１０年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑷　前条第１号、第３号及び第５号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第１号に規定する学校の卒業者については５年以上、同条第３号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については７年以上、同条第５号に規定する学校の卒業者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑸　外国の学校において、第１号若しくは第２号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑹　国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

⑺　技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

⑻　建設業法施行令第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級

の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第４条各号の改正規定（同条第６号に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

参　考　資　料

草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
（布設工事監督者の資格）	（布設工事監督者の資格）
第３条　条文略	第３条　条文略
⑴　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	⑴　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、３年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
⑵　学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	⑵　学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、４年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
⑶　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	⑶　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修め
⑷　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道	

に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑸　１０年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑹　第１号又は第２号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号の卒業者にあっては１年以上、第２号の卒業者にあっては２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑺　外国の学校において、第１号若しくは第２号に規定する課程及び学科目又は第３号若しくは第４号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑻　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

て卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、５年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑷　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑸　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑹　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑺　１０年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑻　第１号又は第２号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号の卒業者に

（水道技術管理者の資格）

第４条　条文略

あっては２年以上、第２号の卒業者にあっては３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第１号の卒業者にあっては１年以上、第２号の卒業者にあっては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑼　外国の学校において、第１号から第６号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑽　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

⑾　建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第４条　条文略

⑴　布設工事監督者に必要な資格を有する者
⑵　前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校の卒業者については４年以上、同条第３号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者）については６年以上、同条第４号に規定する学校の卒業者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑶　１０年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑷　前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校の卒業者については５年以上、同条第３号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者）については７年以上、同条第４号に規定する学校の卒業者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑸　外国の学校において、第２号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に

⑴　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑵　前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑶　１０年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑷　前条第１号、第３号及び第５号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において

関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6)　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程の修了者	「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第１号に規定する学校の卒業者については５年以上、同条第３号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については７年以上、同条第５号に規定する学校の卒業者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5)　外国の学校において、第１号若しくは第２号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6)　国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 (7)　技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8)　建設業法施行令第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第１０３号議案

新田駅東口地区調整池築造工事請負契約の変更契約の締結について

令和５年９月２５日請負契約を締結した新田駅東口地区調整池築造工事について、次のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

１	契約の目的	新田駅東口地区調整池築造工事
２	原契約の金額	２５４，１４２，９００円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　２３，１０３，９００円）
３	変更契約の金額	２６８，８４０，０００円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　２４，４４０，０００円）
４	変更による増額	１４，６９７，１００円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　１，３３６，１００円）
５	契約の相手方	新日本・王保保特定建設工事共同企業体 代表構成員　埼玉県草加市氷川町２１７９番地１２ 新日本建設工業株式会社 代表取締役　保　　正　昭 構　成　員　埼玉県草加市神明一丁目４番４２号 王保保建設工業株式会社 代表取締役　河　野　博　子

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

新田駅東口地区調整池築造工事について、仮設工の一部、地中埋設物の処分量、地盤改良工事の改良本数等に変更が生じたことにより、工事費に増額が生じるため、請負契約の変更契約を締結する必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

参　考　資　料

見　積　結　果　表

工　事　名　　新田駅東口地区調整池築造工事

見　積　日　　令和６年１１月１３日

（単位　円）

見　積　業　者　名	見　積　金　額
新日本・王保保特定建設工事共同企業体	244,400,000

第１０４号議案

財産の取得について

次の財産を取得したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

１　取 得 財 産　　小学校教師用指導書等

２　取 得 価 格　　７３，５４８，７５９円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　６，５９０，７２８円）

３　契約の相手方　　埼玉県草加市住吉一丁目１１番６５号

有限会社大坂屋書店

代表取締役　武　内　　徹

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

令和２年度に小学校教師用指導書等を取得したことについて、議会の議決を求める。
これがこの議案を提出する理由である。

参　考　資　料

見　　積　　結　　果　　表

品　　　　名　　小学校教師用指導書等

見　積　日　　令和２年４月３日

（単位　円）

見　積　業　者　名	見　積　金　額
有限会社大坂屋書店	66,958,031

第１０５号議案

財産の取得について

次の財産を取得したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

１　取 得 財 産　　小学校教師用指導書

取 得 価 格　　６８，８１８，７５０円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　６，２５６，２５０円）

契約の相手方　　埼玉県草加市住吉一丁目１１番６５号

有限会社大坂屋書店

代表取締役　武　内　　徹

２　取 得 財 産　　小学校指導者用デジタル教科書

取 得 価 格　　３３，５４１，２００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　３，０４９，２００円）

契約の相手方　　埼玉県草加市住吉一丁目１１番６５号

有限会社大坂屋書店

代表取締役　武　内　　徹

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

令和６年度に小学校教師用指導書及び小学校指導者用デジタル教科書を取得したことについて、議会の議決を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

第１０６号議案

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

市道１１１５６号線ほか７路線は路線を延長するため、市道１１４７２号線は道路改良工事により路線を統合するため、市道４０１２５号線は一般交通の用に供する必要がなくなったため、それぞれ廃止する必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

整理番号	路線名	起　　点	終　　点	重要な経過地
6-1	11156	草加市旭町四丁目 188番13地先	草加市旭町四丁目 188番3地先	
6-2	11472	草加市新善町字甚蔵 184番1地先	草加市新善町字甚蔵 188番2地先	
6-3	11606	草加市金明町字堤内 1074番29地先	草加市金明町字堤内 1074番11地先	
6-4	31313	草加市苗塚町字塚前 164番4地先	草加市苗塚町字塚前 180番4地先	
6-5	31436	草加市谷塚町字西地総田耕地 1111番9地先	草加市谷塚町字西地総田耕地 1112番3地先	
6-6	31510	草加市新里町字通 965番2地先	草加市新里町字通 952番6地先	
6-7	31792	草加市草加一丁目 83番12地先	草加市草加一丁目 97番地先	
6-8	40125	草加市吉町二丁目 177番1地先	草加市吉町二丁目 178番1地先	
6-9	40221	草加市吉町四丁目 870番地先	草加市吉町四丁目 876番23地先	
6-10	40820	草加市吉町二丁目 356番3地先	草加市吉町二丁目 219番1地先	

第１０７号議案

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

市道９０１７号線ほか２４路線は寄附を受けたため、市道１１１５６号線ほか７路線は路線を延長するため、それぞれ認定する必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

整理番号	路線名	起　　点	終　　点	重要な経過地
6-1	9017	草加市松原四丁目 790番251地先	草加市松原四丁目 790番238地先	
6-2	9018	草加市松原四丁目 790番84地先	草加市松原四丁目 790番187地先	
6-3	11156	草加市旭町四丁目 182番11地先	草加市旭町四丁目 188番13地先	
6-4	11606	草加市金明町字堤内 1065番11地先	草加市金明町字堤内 1074番29地先	
6-5	11684	草加市清門一丁目 298番2地先	草加市清門一丁目 298番10地先	
6-6	11685	草加市清門一丁目 369番3地先	草加市清門一丁目 339番2地先	
6-7	11686	草加市新善町字甚蔵 67番11地先	草加市新善町字甚蔵 67番8地先	
6-8	11687	草加市新善町字甚蔵 116番21地先	草加市新善町字甚蔵 116番18地先	
6-9	11688	草加市栄町二丁目 703番22地先	草加市栄町二丁目 703番20地先	
6-10	11689	草加市松原四丁目 790番12地先	草加市松原四丁目 790番269地先	
6-11	11690	草加市松原四丁目 790番263地先	草加市松原四丁目 790番201地先	
6-12	11691	草加市松原四丁目 790番186地先	草加市松原四丁目 790番80地先	
6-13	11692	草加市松原四丁目 790番113地先	草加市松原四丁目 790番107地先	
6-14	11693	草加市草加三丁目 584番12地先	草加市草加三丁目 583番6地先	
6-15	11694	草加市小山一丁目 2924番1地先	草加市小山一丁目 2931番3地先	
6-16	11695	草加市草加三丁目 279番1地先	草加市草加三丁目 271番1地先	
6-17	21122	草加市青柳七丁目 2619番6地先	草加市青柳七丁目 2619番11地先	
6-18	21123	草加市青柳八丁目 2425番15地先	草加市青柳八丁目 2425番17地先	
6-19	21124	草加市青柳六丁目 3348番5地先	草加市青柳六丁目 3348番1地先	
6-20	31313	草加市苗塚町字塚前 164番4地先	草加市西町 700番10地先	
6-21	31436	草加市谷塚町字西地総田耕地 1111番9地先	草加市谷塚町字西地総田耕地 1119番1地先	
6-22	31510	草加市新里町字通 961番7地先	草加市新里町字通 927番17地先	
6-23	31792	草加市草加一丁目 83番12地先	草加市草加一丁目 102番7地先	
6-24	31802	草加市遊馬町字本田南通 200番10地先	草加市遊馬町字本田南通 200番7地先	

整理番号	路線名	起　　点	終　　点	重要な経過地
6-25	31803	草加市新里町字石橋通 1077番2地先	草加市新里町字石橋通 1080番13地先	
6-26	31804	草加市両新田西町字塚田 339番1地先	草加市両新田西町字塚田 339番11地先	
6-27	31805	草加市両新田西町字前 161番23地先	草加市両新田西町字前 161番10地先	
6-28	31806	草加市谷塚町字東地総田耕地 595番19地先	草加市谷塚町字東地総田耕地 613番6地先	
6-29	40221	草加市吉町四丁目 875番2地先	草加市吉町四丁目 868番22地先	
6-30	40820	草加市吉町二丁目 356番3地先	草加市吉町二丁目 221番17地先	
6-31	40824	草加市中央一丁目 47番5地先	草加市中央一丁目 47番10地先	
6-32	40825	草加市吉町四丁目 863番4地先	草加市吉町四丁目 863番1地先	
6-33	40826	草加市吉町四丁目 861番10地先	草加市吉町四丁目 865番1地先	

第１０８号議案

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

竹村圭司氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

住　　所　　草加市[redacted]

たけ　むら　けい　じ
氏　　名　　竹　村　圭　司

生年月日　　昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

提　　案　　理　　由

人権擁護委員竹村圭司氏は、令和７年３月３１日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参　考　資　料

経　　　　　歴

住　　所	草加市[redacted]		
氏　　名	竹　村　圭　司		
生年月日	昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日（[redacted]歳）		
学　　歴	平成　８年	３月	明治大学法学部法律学科卒業
職 歴 等	平成　８年	４月	有限会社中津義塾入社
	平成１３年	８月	同社退社
	平成１５年	９月	中山仁子司法書士事務所入所
	平成１５年	１１月	司法書士試験合格
	平成１７年	５月	中山仁子司法書士事務所退所
	平成１７年	６月	司法書士登録
	平成１７年	７月	竹村司法書士事務所開設、現在に至る。
	平成３１年	４月	人権擁護委員に就任、現在に至る。

令 和 ６ 年

草加市議会１２月定例会報告

草　　加　　市

報　　告　　目　　次

第３０号報告　専決処分の報告について………………………………………………………　１

第３１号報告　専決処分の報告について………………………………………………………　５

第３２号報告　専決処分の報告について………………………………………………………　９

第３０号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

草加市は、草加市の賦課決定の瑕疵により生じた損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

１　損害賠償の額　　１４，１８５円

内訳　賦課決定の瑕疵による損害賠償の額　１４，１８５円

２　損害賠償の相手方

住　所　　草加市[redacted]

氏　名　　[redacted]

３　事故の概要

令和６年度固定資産税・都市計画税の賦課徴収において、相続人[redacted]氏に課税するところを誤って被相続人に課税し、当該被相続人が口座振替を登録していた預金口座から徴収を行ったところ、残高不足のため自動融資が実行され、[redacted]氏に貸付金、貸付金利及びこれらの支払に要する経費を発生させた。

専　決　処　分　理　由

令和６年度固定資産税・都市計画税に係る賦課決定の瑕疵に対し、その損害を賠償する必要を認めた。

したがって、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

令和６年９月１０日

草加市長　瀬　戸　百合子

第３１号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

草加市は、草加市道の管理瑕疵により生じた事故の損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

１　損害賠償の額　　３２，８４４円

内訳　人身損害賠償の額　３２，８４４円

（道路賠償責任保険により全額補填）

２　損害賠償の相手方

住　所　　草加市[redacted]

氏　名　　[redacted]

３　事故の概要

令和５年１２月１９日午後３時３０分頃、草加市氷川町２１５７番地６地先において、[redacted]氏が市道３０９６２号線を歩行中、道路側溝に設置されていた浮き上がった状態のセーフティキャップにつまずいて転倒し、同氏が負傷した。

専　決　処　分　理　由

草加市氷川町２１５７番地６地先において発生した事故に対し、その損害を賠償する必要を認めた。

したがって、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

令和６年９月２０日

草加市長　瀬　戸　百合子

第３２号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年１２月５日提出

草加市長　瀬　戸　百合子

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

草加市は、草加市の管理瑕疵により生じた事故の損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

１　損害賠償の額　　５２，８００円

内訳　物件損害賠償の額　５２，８００円

（全国市長会学校災害賠償補償保険により全額補填）

２　損害賠償の相手方

住　所　　千葉県市原市馬立１７０４番地１

氏　名　　鈴木自動車整備工場株式会社　代表取締役　鈴　木　秀　明

３　事故の概要

令和６年７月１２日午後５時３０分頃、草加市瀬崎五丁目３番１号の草加市立瀬崎中学校の校庭において、同校陸上部が円盤投げの練習をしていたところ、円盤が柵及び植樹を挟んで駐車していた鈴木自動車整備工場株式会社所有の自動車に衝突し、車両を損傷した。

専　決　処　分　理　由

草加市立瀬崎中学校において発生した事故に対し、その損害を賠償する必要を認めた。

したがって、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

令和６年１０月３日

草加市長　瀬　戸　百合子